

農業委員会法の改正について

平成 27 年 9 月に「農業委員会法等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法が、これまでの「公選制」から町議会の同意を必要とする町長の「任命制」へと変更になりました。剣淵町では、「平成 29 年 7 月 20 日からの新しい任期」から実施されます。

主な改正内容は、従来の農業委員は「立候補者の選挙による選任」でしたが、改正後は、農業委員会から「公募」を行い、その公募された農業委員に希望者は「応募（推薦が必要）」していただき、町で設置した「剣淵町農業委員候補者評価委員会」において候補者の評価が審議され、その内容を町長へ報告された後、町長から議会へ提案され、議会の同意を得て「任命」されることになります。

また、今回の改正では、認定農業者の過半数以上と利害関係の無い中立的農業委員の任命および青年農業委員と女性農業委員の積極的な登用推進が強く謳われていますので、意欲のある方々が数多く応募されますようお願いいたします。

農業委員会では現在、関連する条例等の改正を整備中ではありますが、終了次第町民の皆様へ周知していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、農業委員の主な業務内容は、農地の権利移動や転用に係る許認可業務および農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に伴う現地での調査、指導および監視業務等であります。

将来の自分への贈り物に**農業者年金**へ加入しよう！

国民年金にプラス農業年金で豊かな老後を送りましょう！！

支払った年金保険料とその運用で受ける「積立方式」の公的年金です！

- 【加入要件】
1. 年間 60 日以上農業に従事していること
 2. 国民年金第 1 号被保険者であること
 3. 60 歳未満であること

※詳細は、JA 北ひびき剣淵基幹支所営農課または、剣淵町農業委員会事務局まで

<お問い合わせ先>

●剣淵町仲町 3 7 番 1 号

剣淵町役場内

剣淵町農業委員会事務局

Tel: 34-2121 (内線: 450 451) E-mail: nougyouiinkai@town.kembuchi.hokkaido.jp